

公共施設等再生可能エネルギー導入可能性調査業務委託

仕様書

六ヶ所村 政策推進課

1. 業務目的

我が国では、令和2年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、温暖化に対して積極的に対策を行うことで経済と環境の好循環を作っていく産業政策を掲げている。

また、六ヶ所村では、「六ヶ所村新エネルギー推進計画（平成29年2月策定）」において、「村民の豊かな生活を支える新エネルギーのまち」「村民一人一人の誇りにつながる新エネルギーのまち」「地域との調和と秩序の保たれた新エネルギーのまち」を将来像とする新エネルギーを活用したまちづくりを推進するとともに、令和4年12月、「六ヶ所村ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととしており、令和6年3月、六ヶ所村地球温暖化対策実行計画（事務事業編、区域施策編）を策定した。

本業務は、我が国のグリーン成長を背景とし、公共施設等への効率的・効果的な再生可能エネルギー設備導入に係る調査・研究を通し、エネルギー構造高度化に係る地域住民等の理解促進と、地域の安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とするものである。

※本業務は、経済産業省「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」の趣旨を遵守し、実施するものである。

2. 業務期間

契約締結の日の翌日から令和7年2月28日（金）まで

3. 業務内容

次の（1）から（4）までの業務を通し、本村が目指す環境・エネルギー施策の実現に向け、公共施設等への屋根置き型及び野立て型の太陽光発電設備等の導入可能性調査、設備導入計画書（案）の作成及び系統接続に関する調査を行うこと。

なお、業務内容は、公募型プロポーザルに係る提案内容に応じ、協議によって変更となる場合がある。

①屋根置き型太陽光発電設備導入量調査

図面精査及び現地調査を行い、発電、蓄電、送電効率が最も高くなるよう設置計画や規模決定を行うとともに、標準仕様の決定、図面の作成及び概算工事費の算出等を行う。

なお、現時点で想定している規模は以下のとおりであるが、調査の進捗に応じて対象施設が変更となる場合がある。

施設名	PV容量 kW	年間発電量 kWh	蓄電池容量 kwh	避難所指定
泊小学校	141	148,219	71	○
第二中学校	75	78,840	38	○

スパハウスろっかぽっか	58	60,970	29	○
文化交流プラザ	70	73,584	35	○
屋内温水プール	161	169,243	81	
医療センター	177	186,062	89	
南小学校	96	100,915	48	○
尾駁小学校	40	42,048	20	○
学校給食センター	43	45,202	22	
泊地区ふれあいセンター	94	98,813	47	○
合計	955	1,003,896	480	7施設

(2) 野立て太陽光発電設備導入量調査

候補地として選定した以下の村遊休地の現地調査を行い、発電、蓄電、送電効率が最も高くなるよう設置計画や規模決定を行うとともに、標準仕様の決定、図面の作成及び概算工事費の算出等を行う。

なお、現時点で想定している規模は以下のとおりであるが、調査の進捗に応じて対象地が変更となる場合がある。

候補地	面積 m ²	想定設備	想定発電量 (最大) kW
六ヶ所消防署隣接地	8,771	太陽光+蓄電池	748
中部浄化センター隣接地	21,541	太陽光	1,530
弥栄平地区雑木林	40,904	太陽光	1,910
合計	71,216	—	4,188

(3) 設備導入計画書(案)の作成

上記(1)、(2)を踏まえ、太陽光発電設備等導入による事業採算性を評価し、公共施設及び遊休地の再生可能エネルギー設備導入計画書(案)を取りまとめる。ただし、将来的に発生する維持管理費等の算定を行うことで、中・長期的な視点での導入判断を行うものとする。

(4) 系統接続に関する調査

設備導入計画の作成に当たり、系統連系に必要な期間、費用等を調査して当該地における事業性や事業スキーム(事業実施主体、系統接続の方法等)を検討する。

4. 契約及び支払方法

六ヶ所村財務規則による。

5. 成果品

受託者は、以下の①から③までを成果品として納品すること。なお、本業務によ

り作成した成果品（デザイン等含む。）に係る著作権等の一切の権利は六ヶ所村に帰属する。

- ①調査報告書 2部
- ②上記電子データ 1式
- ③その他、本業務による成果物であって村が指定するもの

6. 実施責任者及び実施体制

(1) 発注者側実施責任者及び実施体制

監督責任者：政策推進課 課長 吉岡 主悦
実施担当者：政策推進課 主査 酒谷 和希

(2) 受託者側主任担当者及び実施体制

受託者は、円滑に業務を統括するため主任担当者を定め、その氏名、所属、権限等を書面により届け出ること。なお、主任担当者を変更する場合も同様とする。

7. 提出書類

受託者は、次の書類を指定期日までに提出すること。

No.	提出書類	部数	提出期日
1	主任担当者通知書 (および経歴書)	1部	事業着手時
2	着手届	1部	事業着手時
3	業務計画書	1部	事業着手時
4	施行体制図	1部	事業着手時
5	完了届	1部	業務完了時
6	成果品	「5.成果品」のとおり	別途指示
7	請求書	1部	検収後

8. 検収条件

受託者の実施した業務及び成果品について、本仕様書に定めたとおり実施されたと監督責任者が認めたことをもって、検収とする。

9. その他

(1) 適用範囲

本仕様書は、委託者六ヶ所村と受託者との間における地域エネルギー会社設立検討支援業務委託に適用するものとする。

(2) 法令等の遵守

本業務は、本仕様書による他、関係法令等に準拠して行うものとする。

(3) 費用の負担

本業務に伴い必要となる経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則と

して受託者の負担とする。

(4) 疑義の解決

本仕様書に記載のない事項及び疑義について、委託者と受託者が協議し、委託者の指示に従い、業務を履行するものとする。

(5) 現地立入

本業務の遂行のため、他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ土地の所有者の了解を得て紛争の起こらないように留意しなければならない。

(6) 秘密保持

受託者は、本業務の履行上知り得た秘密は、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の履行上得られた記録及び成果品等を委託者の許可なく第三者に貸与・閲覧・複写又は譲渡してはならない。

(7) 瑕疵担保

本業務の完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が明らかになった場合は、修正その他必要な処理を、委託者の指示に従い受託者の負担で速やかに行うものとする。

(8) 損害賠償

受託者、本業務の履行中に生じた事故及び第三者に与えた事故・損害に対して一切の責任を負うものとし、万が一発生した場合は委託者に対し、その内容を速やかに報告し委託者の指示に従うものとする。